



筆の都 一  
熊野町人権教育・人権啓発指針

平成 2 3 年 4 月  
広島県 熊野町

# 目 次

はじめに .....	1
1 人権尊重の理念 .....	2
2 指針の基本的な考え方 .....	2
( 1 ) 指針策定の趣旨	
( 2 ) 指針の目標	
3 人権教育・人権啓発の基本的なあり方 .....	2
( 1 ) 人権教育	
( 2 ) 人権啓発	
4 人権教育・人権啓発の推進 .....	3
( 1 ) 学校等	
( 2 ) 地域社会	
( 3 ) 家庭	
( 4 ) 職域等	
5 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等 ...	4
6 指針の推進 .....	4
( 1 ) 推進計画の策定	
( 2 ) 推進体制	
( 3 ) 相談事業の充実	

## はじめに

21世紀を迎えた今日、我が国では、少子化・高齢化の急激な進行、高度情報化、家族形態の多様化等急激な社会変化と相まって、いじめや虐待等新たな課題への対応が迫られている。

本町においては、これまで数次にわたり策定してきた「熊野町総合基本計画」に基づいて人権教育や人権啓発の取組みを推進してきたところである。また、平成20年2月には「熊野町男女共同参画プラン」を策定し、男女が協力して一人ひとりの多彩な能力が発揮される魅力ある未来の熊野町をつくっていくことをめざし、取り組んでいるところである。

なお、国においては、平成12年に、人権教育・啓発に関する理念や施策、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、平成14年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。県においては、平成14年に「広島県人権教育・啓発指針」及び「広島県人権教育推進プラン」を策定した。

本町として、国・県との連携を図りながら、平成23年3月に策定した「第5次熊野町総合計画」、前述の「熊野町男女共同参画プラン」等に基づいて、人権教育・人権啓発指針を策定した。そして、すべての町民の人権が尊重され、心豊かで文化的な地域社会の実現に向けて、人権教育・人権啓発を総合的かつ効果的に推進するものとする。

## 1 人権尊重の理念

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、だれもが幸福に生きるために欠かすことのできない権利である。

人権尊重とは、人権が人として固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合いその共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切にし、他人を大切にしてい共に生きていくということである。

## 2 指針の基本的な考え方

### (1) 指針策定の趣旨

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本町が今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものである。

### (2) 指針の目標

本指針は、町民だれもが人権尊重の理念について理解を深め、一人ひとりが尊重され、ともに笑顔で暮らし、自分らしく生きることのできる社会を確立することを目標とする。

## 3 人権教育・人権啓発の基本的なあり方

町民だれもが、人権尊重の理念について理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて重要である。

町民一人ひとりが、人権尊重の理念を単に知識として学ぶだけでなく、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動に表われるような人権感覚を育むことが大切である。そのためには、人権尊重の理念を正しく理解し、体得することが必要であるという認識に立って、学校、地域社会、家庭、職域等あらゆる場において、人権教育・人権啓発を進めていく必要がある。

人権教育・人権啓発を進めるにあたって、「人権の意義や重要性」、「生命の尊さ」、「対人関係能力を育むこと」等普遍的な視点からの取り組みを重視し、実施していく必要がある。なお、人権教育・人権啓発は、町民一人ひとりの心のあり方に密接に関わる問題であることから、自ら考え、行動できるよう留意していく必要がある。

さらに、人権教育・人権啓発指針の推進に当たっては、国・県の動向を踏まえ、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、必要な施策を展開するものとする。

#### ( 1 ) 人権教育

人権教育とは、町民一人ひとりに人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動をいう。

学校教育、社会教育及び家庭教育の場において、それぞれの実施主体が相互の連携を図り、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するように行う必要がある。

#### ( 2 ) 人権啓発

人権啓発とは、町民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する町民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動をいう。

### 4 人権教育・人権啓発の推進

本町では、学校教育、社会教育、家庭教育等様々な学習機会を捉え、学校、地域、家庭、職域といったあらゆる場において、人権教育・人権啓発に努め、これらが相互に連携し、町民一人ひとりが笑顔で暮らせるように豊かな人間関係づくりを進めるための施策を推進する。

#### ( 1 ) 学校等

幼児、児童、生徒の人権尊重の精神を育む上で、保育及び教育は大きな役割を持っている。

保育所・幼稚園等においては、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努める。

小学校、中学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領に示されている各教科等の特質に応じ、人権尊重の理念について理解を促し、それが日常生活に活かされるよう努める。

また、児童生徒がそれぞれ一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にする取り組みを推進する。

#### ( 2 ) 地域社会

地域においては、そこで生活する人々が身近な社会生活を通じてお互いの人権を認め合い、共存していくことが必要である。

このため、町民が相互の人権を尊重し、共存していくという人権尊重の理念が日常生活の中で根付くよう、多様な学習機会の充実を図る。

#### ( 3 ) 家庭

乳幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で、家庭の果たす役割は重要である。

このため、保護者に対する学習機会の充実を図るとともに、子育てに関する相談や支援体制の整備など、家庭教育を支援する取り組みを地域健康センター、子育て支援センター、公民館、学校、地域等と連携を図りながら進める。

#### (4) 職域等

民間企業等の事業所の、人権啓発推進に果たす社会的役割は大きなものがあり、事業所内における人権尊重を一層確保するよう努めることが望まれる。こうしたことから、民間企業等の事業所が自主的に行う、従業員等の啓発への取り組みに対し、協力・支援を行う。

#### 5 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

町職員、教職員、保健・福祉関係者等、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者は、特に人権尊重の理念について正しく理解し、人権尊重の視点から自ら担当する業務を遂行することが大切である。そのため、それぞれの関係機関における研修等の取り組みを推進する。

#### 6 指針の推進

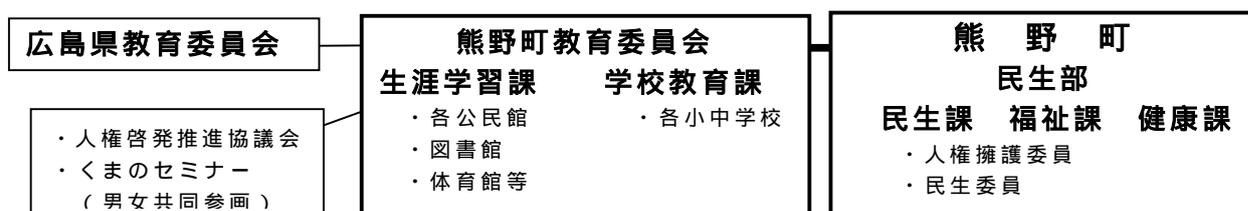
##### (1) 推進計画の策定

この指針に基づき、だれもがいきいきと生活できる社会を形成し、ともに笑顔で暮らすことを目指し、人権教育・人権啓発の推進計画を策定する。

##### (2) 推進体制

この指針に基づく人権教育・人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、次の推進体制において実施する。

また、人権教育・人権啓発に関する施策の実施に当たっては、国、県等と連携強化を図り推進する。



##### (3) 相談事業の充実

人権に関する様々な問題についての相談機関の充実が急務である。町民相談・人権擁護事業等を実施し、国、県等の相談機関との連携を図り町民相談事業の充実を図る。